

公 示

第五管区海上保安本部長公示第1号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年1月9日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 高知県安芸土木事務所
(2) 住 所 高知県安芸市矢ノ丸1-4-36

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 安田海岸、不動海岸、唐ノ浜海岸、
安芸海岸、西浜海岸
(別添付図のとおり)
(2) 期 間 令和7年1月20日から
令和7年3月17日まで

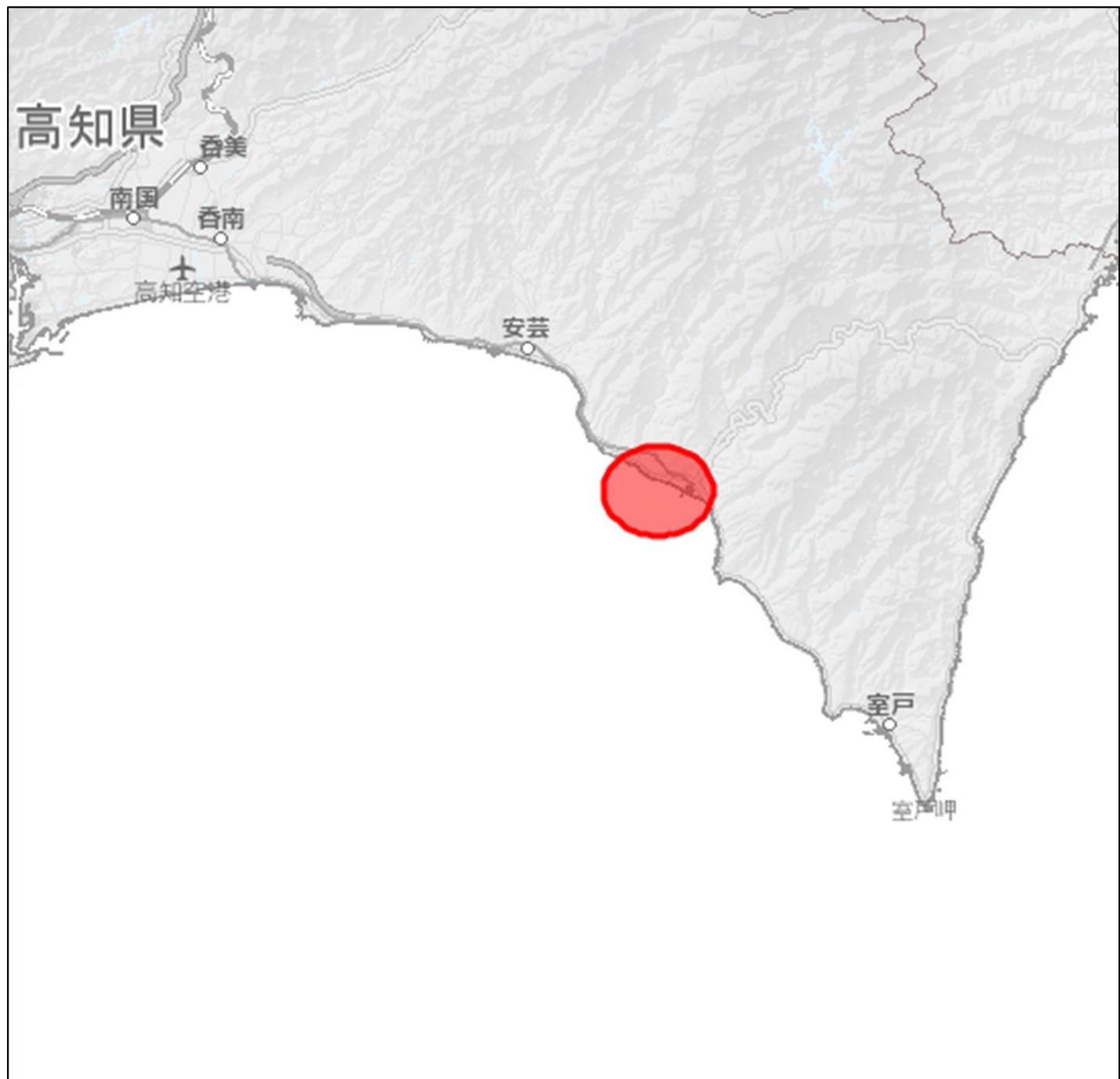
3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、シングルビーム測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。

付図



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan



: 測量区域

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)